

第十三回国 参議院内閣委員会會議録第五十二号

(二〇一九)

昭和二十七年七月七日(月曜日)午後二時四分開会

委員の異動

七月四日委員草葉隆園君辭任につき、その補欠として郡祐一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河井 彌八君

理事 鈴木 直人君
中川 幸平君
成瀬 備治君

委員

楠見 義男君
竹下 豐次君
上條 愛一君
波多野 鼎君
栗栖 越夫君
松原 一彦君
三好 始君

國務大臣

國務大臣 大橋 武夫君

政府委員

警察予備隊 本部次長 江口見登留君
警察予備隊本部 人事局長 加藤 陽三君
警察予備隊本部 官房長 藤生 茂君

警察予備隊本部 官房長 藤生 茂君
行政管理局 中川 融君
海上保安庁長官 柳澤 米吉君
事務局側 常任委員 杉田正三郎君
会専門員

常任委員 藤田 友作君
会専門員

○保安庁法案(内閣提出、衆議院送付)
○海上公安局法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

保安庁法案、海上公安局法案を議題といたします。前回に続きまして質疑を行います。

○三好始君 保安庁法案に關しては逐條的なお尋ねをしたい点が相当属つておるわけでありませう。今までに私が質疑いたしました論議的な問題の中で、大橋國務大臣と木村法務總裁との間で食違ひがあるのではないかと感じられる問題が一点ありますので、その点を先ずお伺いいたしてみたいと思つてあります。それは憲法第九條の戦力の意義に關する問題であります。今までは大橋國務大臣からお答えになつた憲法第九條の戦力の意義は、客観的な近代戦遂行能力に達したものを戦力と称するのではなくして、主として外敵に對抗する意圖を以て設けたものである、これは憲法第九條にいう戦力であつて、そういうものを設けることは形式論としては憲法違反である、こ

ういうお答えがあつたのであります。速記録では六月六日と六月七日の速記録にそれが繰返して極めて明瞭な表現で出ておるわけでありませう。率直に申しますと、私は大橋國務大臣がそういうお考えの上に立たれておることは極めて當然であるし、又良心的

でもある、こういうふうに思つて一応了としておつたのであります。ところがその後暫くたつて木村法務總裁が當委員會に出た際に、木村法務總裁の所信を宣したところ、木村法務總裁の見解では、そういう考え方もあり得ると思ひますけれども、自分としては近代戦遂行能力という客観説の立場だけをとつておる、こういうふうなお答えがあつたのであります。この間に多少の相違が感じられるので、改めて木村法務總裁が外敵に對抗することを主として意圖して設けておつても、近代戦遂行能力に達しなければ、憲法第九條にいう戦力とは自分は解釈しておらないという、そういう立場に對して、大橋國務大臣は違つたことを申されておるわけですから、その相違を我々としてどういうふうに理解したいのか、その点の御説明を頂きたいと思つてあります。

○國務大臣(大橋武夫君) 憲法解釈の問題につきましましては、法務總裁が主管大臣でございまして、法務總裁と私と異なつた御解釈があるといつたし、すなわち私は法務總裁の解釈に従ふべきものとお考へるわけでございます。この点につきましましては、三好委員から私にも御質問がございまして、その後法務總裁にも御質問があつたといふことでございまして、法務總裁からもその話を伺つておるのでございませうが、私の申し上げました解釈は、殊更に分析して考へて行けば、そういう解釈も成り立ち得るであらうといふことを

申上げたつもりであるのであります。現実の問題をいたしまして、この憲法の解釈を考へて参りますと、憲法といふものは単なる抽象的な理論を掲げたものにあらずして、日本國の憲法でありまするが故に、日本國といふものを取替へる相違の條件といふものを考へて解釈すべきものであると思つてございませう。そう考へて参りますといふと、理論的には、又仮定的なことといひましては、客観的に戦争遂行の手段と認むべき程度に達しておらないものについて、主観的にこれを戦力、即ち外國に對する戦争を主眼として設けたものであるといふふうに考へる場合もあり得るわけでございますが、併し現実の事態をいたしましては、戦争といふものについての近代的な概念といふものがあるわけである。又そのために必要な実力の程度といふものにつきましましては、おのずから客観的な標準があるわけでございます。この客観的な標準に達せざるものを日本國或いは政府といたしまして、これが日本の對外防衛のために十分である、又そのためにこれは設けたものであるといふふうな考へを持つといふことは、現実の問題としては想像できないところでございませう。従ひまして、この点については、私と法務總裁のお答えとが或いは一應理窟の上においては違つた結果にお聞きとりになつておるかも知れませんが、それは私として強いて仮定的な前提の下にお答えをいたした程度でございまして、現実においてこれが双

方食い違ふといふことは、私としても想像できないところなのであります。

○三好始君 現実的に或いは結果として、今日の警察予備隊、或いは保安庁法案によつて設けられようとする警備隊、予備隊が憲法違反であるかどうかといふことについて、政府の間に意見の食い違ひがあることは常識上考へられなものでありまして、これは大橋國務大臣も木村法務總裁も、違ふでないといふことにおいては意見が一致しておる。これは當然なことだと思つておる。問題はなぜ違ふでないかといふ根拠について、そこまで遡つて意見が一致しておらないといふと困ると思つてあります。その違ひであるかないかといふことを判定する根拠としての憲法第九條の解釈について重大な食い違ひがあるように感じたので、御質問いたしたのであります。憲法第九條の問題は、決して仮定の問題とか、抽象的な問題として、憲法第九條に言う戦力はどういう意義のものであるかといふことを研究するのは無意味である、こ

でもいいのでありますが、大橋國務大臣は極めて理論的には当然な、良心的な立場をとられておられるということで、私は大橋國務大臣がとられておられる憲法理論そのものは了解しておつたのであります。例えて申しますと、六月七日に内閣・地方行政連合委員会が開かれた際に、私は前日の内閣委員会の質疑応答を整理して、大橋國務大臣にこういうお尋ねをいたしました。「これは従来政府が説明して参りました近代戦を有効適切に申し得る編成整備を持つたものが戦力である、こういう考え方、いわば戦力の相対性と客観性の主張の上に、新たに外敵に対抗する意図が主として考えられているものであればそれは第九條によつて禁止されている戦力である、こういう主観性がそこへ加えられた、こういうふうに考えられるのでありますが、それでよろしうございませうか。」と言つて私が念を押したお尋ねをしましたところ、大橋國務大臣は、「私の昨日申上げたところは、大体そういう趣旨でございます。」こうはつきりお答えになつております。そこで同じようなことにはなりませんけれども、別な表現をして更に私は確認を求めたのであります。即ち「政府のそういう考え方は、近代戦を有効適切に遂行し得る能力に達しなくとも、外敵に対抗することを主として意図して設けられたものであればそれは戦力である、こういう考え方がなると思ふのですが、それでよろしうございませうか。」こう申しましたところ、大橋國務大臣は「さういふにお答えになつたところ、これは大橋閣下と申しまして、これは大体同一に帰着すると存じますが、強いて理論上分けて申上げ

れば、大体只今おつしやつたような事柄で差支えなからうと存じます。」このう質疑応答の内容が速記録に残つておるわけでありまして、私はさういふお答えがあつたことを大橋國務大臣の率直な真意として了解しておつたのであります。木村法務総裁は必ずしもさういふ考え方をとつておられないといふことが出て参りましたので、只今そのことの食い違ひを質したわけでありまして、これについて若し木村法務総裁の立場を政府の責任ある立場として私が了解するとすれば、今申し上げた質疑応答を通じて明らかにした大橋國務大臣の御答弁は一応お取消しになれば、私としても了解できるのであります。私としてはこれとして生きておる、さうして木村法務総裁の答弁は答弁として、政府の責任ある答弁だといふことになるという、食い違ひが依然として解けないというところになるのです。私は質疑の段階ですから、ここで議論いたしておるのではありませんから、政府の統一した見解はこれだといふことが明らかにさすれば、それ以上追及する意思は毛頭持つておりません。さういふ点で今申し上げた点を御考慮の上で、もう一度納得の行く御説明を承りたいと思ふのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) 御質問の御趣意は、客観的に戦争遂行の手段たる程度に達しなくとも、主観的に戦争遂行のためのものであると考えることにやうかという点が、御質問の中心であらうと思ふわけでございます。これに對して私は根本的な考えをいたしましては、いやしくも今日の政府といたしまして、客観的に戦争遂行の手段たるに十分でないところのものについて、これをいづゆる国防軍である、軍隊であるといふことを考えるといふことは、常識上あり得ることであるといふことを考えておるわけでありまして、このことを前提としてお答えをいたしたわけでございます。従ひまして、さういふことは私から率直に申し上げますと、客観的に戦争遂行の手段たる程度の侵略に對して戦闘行為を通じて防衛するためのものであるといふことを主眼として、さういふ軍隊的組織を持つたといふことはあり得ることでございます。従つて私の見解から申し上げますと、さういふ御質問は実問題として成り立たないと思ふのでありますが、併しなにかと思つたのでございませうが、併しなから強いて理論的にこれを分析して参りますならば、御趣意の通りに、さういふ場合にはそれを戦力であると解釈しても一向差支えなからう、さう思つたわけでありまして、これは飽くまで理論上、仮定上の問題でございます。實際上においては御質問のごとき仮定が憲法運用の上においてあり得ないといふことを前提と考へてお答えしたつもりであつたわけでありまして、従ひまして、私の考えをいたしましては、この問題を如何にお答えいたしましたとしても、實際上あり得るという制約の下にお答えしたのでございませうから、実問題として、それは学者の研究の上からはいろいろな点があるが、大

ふりに考へておつたわけでございます。併しなから強いてそのことが私と法務総裁の間で食い違つておることをどちらか一方にしろといふことに相成りますならば、憲法解釈につきましましては、一応法務総裁の権限と相成つておるのでございませうから、これと矛盾をいたしたならばお答えがあつたといひます。さういふ限りにおいて私としては法務総裁のお答えを以て政府の答へと考へて頂きたいと存じます。○三好始君 大橋國務大臣は木村法務総裁との關係で非常に謙遜された、遠慮的なお話をされたように思ふのでありますが、これは決して仮定の問題ではなくして、現実的な警備隊、保安隊であるかどうか、或いは警備隊、保安隊が憲法であるかどうかという問題に直接關係する問題であります。さういふ意味では決して学問的な興味のみを引く問題ではないと私は思ふのであります。そこで今の問題から二つのお尋ねをしなければいけなくなつて来るのであります。一つは、世界各國で軍と稱するものを全然保有しておられない国は日本のほかに殆んどありません。その場合に如何なる小国が持つておる軍隊も、客観的に見て政府が定義せられておるところの近代戦遂行能力としての戦力なりや否やという問題であります。もう一つの問題は、客観的に近代戦遂行能力に達しないものであれば、たとへば形式上軍と名をつけても、それは憲法違反ではないかどうかという、さういふ問題が出て来るのであります。この二つの問題についてのお考え方をお聞きしたいと思ふのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) その國はそれぞれ自國について予想される侵略と拒抗的な手段としてそれ／＼の軍備を考へておると思ふのでございませう。それはやはりその國としては予想され、その國について具體的に予想される近代戦争についての防衛能力といふことを主眼としてやつておることと申すのであります。勿論或る強大國に對しては人口においても領土においても非常に差があるといふ場合においては、これは国力上如何にしても軍備といふほどの有効な手段を持ち得ない場合もあると思ふのでございませう。併しその國としては一応それで軍備といふものを持つておるものだらうと思つておるわけでございます。それから近代戦遂行の能力に達しておるか、達しておらないかといふことに關係して来るのであります。さういふ軍備として或る國が持つておる以上は、その規模の大小はとにかくいたしまして、その國としては一応これは、戦力として持つており、又その國にとつてはそれ自体が戦力であると思ふことが適當であらうと思ふのでございませう。我が國といたしましては、かようなものを持つことは憲法において明らかに禁止をせられておると存じます。

○波多野鼎君 ちよつと連関して、さういふ問題があつたのですけれども、予算委員会でも今の問題が論議された場合に、それ／＼の國について歴史的又は地理的ないろいろな條件を考へなければ、戦力であるといふことはきめられないといふ木村法務総裁のお話があつた。そこで私が同じ問題に連関して

サンフランシスコ会議でソ連代表が、日本にはこれだけの軍備を持たせろというあの平和條約に関する修正案を出した。今はつきり覚えておりませんけれども、陸軍二十万とか三十万、それから海軍艦艇何十万トンとか、飛行機五百台とか何とかという数字が出ております。そういうものを日本の軍備として持たせることに修正すべきだということをやソ連側が言った。そこでその問題を、ソ連が言つておるような程度のもは、近代戦を有効適切に遂行する力であるかどうかということをや、木村法務総裁に聞いたのですが、答えがない、そのままだに予算委員会は終つておるのですよ。そこであなたはどうか思われるのですか。その場合にその程度のもは近代戦を有効適切に遂行する力には達しないことと私も思う。併しそれだからといって、これを日本憲法による兵力でないというわけには行かないと思うのですかね。それはどうなんですか、あなたの見解については……。

○國務大臣(大橋武夫君) ソ連の講和條約に対する修正案におきましては、軍備に属する人員の数は書いてあります。併しなからそれについて如何なる裝備をするかということについては聞いておらないように思つております。無論十五万なり三十万の数があつても、その裝備というものが国内治安維持に必要な限度において行われておる、或いは近代戦争を遂行するに足りる裝備を持つかどうか、この裝備の問題というものがかなりこれらを含めるについては関係して来るのではないかと申すのであります。およそその大小に依りまして軍隊に属する人員の数というものが、従つて一つの組織として

の軍隊の規模というものは、その国に依つてゐる／＼あらうと思ふのであります。それならば小国は自然小規模の軍隊しか持てない、大国は大規模の軍隊を持てるわけでありまして、近代戦争というものを遂行する場合において、今日集団安全保障ということが考へるの基になつておりますが、小国は小規模の軍隊、大国は大規模の軍隊、お互いにこれを協力させて一つの世界的な戦争が遂行されるということに將來はなると申す。単に兵員の数のみによつて戦力であるかないかということとは必ずしもきめられない、こういうふうに思ふわけでありまして。

○波多野鼎君 いや、ソ連代表の修正案にはちゃんと出ておるのですよ。裝備の問題も重戦車幾らということまで、今覚えておりませんが、これは見れば直ぐわかる、出ておる。それはそれとして、今あなたがおつしやるように、近代戦争を遂行するという方法として国連の機構というものが前面に押し出されておる。従つて一つの国で自國を防禦するだけの戦力というものを持つておる国は殆んどないと思ふ、現在の世界において……併し一つの國で外敵を防禦するに有効な力を持つていなくても、それでもそれは戦力だといふ私は思つてゐる。いざ外敵の侵入があつた場合には国連の集団安全保障でこれを防禦できる。その国連の集団安全保障というものはその國家がそれ／＼の人口なり領土に依りて国連という一つの集団安全保障の機構の中でコントロールリビューションをやるわけで、そのコントロールリビューションはその國から言へば戦力でないところの独自のものを以てやるわけで、外敵の場合には国連の

一構成によつて外敵を防ぐという構想に進んでおりますから、そこで日本を考へて見ますと、今度何らかの方法において国連の集団安全保障に入ると思ひますが、要約すれば今の日米安全保障條約、そして今度できる保安協定と言ひますか、これは恐らく米國軍と協力することによつて外敵の侵入を防ぐという役割を演ずるに違ひない。そうとなつたらこれを作る必要はない。そうとすれば国連の一構成分子としてこの保安協定なり警備隊なりができておれば、それは日本なりのコントロールリビューションをやつてゐるわけでありまして、同時に又外敵の侵入に對してはこれを防禦するために一臂の力をかすという考へ方は必ずできてゐる。おらないといふことはおかしい。できているに違ひない。だから憲法第九條の問題と関連し、ここに九條違反の問題が起きやせんかということをや國民は全部憂へてゐるのであります。殊に政府のほうでいろいろあてもないことでもないといふことを言つてごまかしておられると、却つてよくないと思ふは思ふのであります。事實はもう國連の一構成分子としての戦力、日本なりの戦力だということに國民は皆了解しつゝあると思ふし、外國の新聞雜誌なんかを見てゐると、皆アーミー、ネーヴィーといふ言葉を使つておりますね。御承知の通り世界は皆思つてゐる、國民も思つてゐる。そう思つてゐないのは議會だけであり、國會だけに戦力といふことをあてもないことでもないといふことを何回も繰返し、もういい加減政府のほうでもこれはこうだとはつきり言つたほうがすつきりすると思ひますが、どうでしょう。

そこらの政府の見解はどうなのですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 憲法の解釈の問題でございしますから、法務總裁からお答え申上げたところによつて政府の見解とお受取りを願ふほうが適當と存じますが、只今波多野委員からの重ねての御質問でございしまするが、これは政府といたしましては、保安協定あるいは警備隊といふものは飽くまでも国内治安のためのものでございしますから、これは憲法上の戦力とは考へておらないことは明白なる事實であります。この点はつきり申上げて同じことであります。

○波多野鼎君 もう一つ聞いておきます。国内治安と言われますけれども、御承知のように北朝鮮の金日成首領は日本における北朝鮮の在日朝鮮人は落下傘で降下したと同じ意味を持つてゐるということをや今年の正月はつきり言つておられますが、その後の動きを見ておりますと、北朝鮮の人がどのくらい治安の擾乱に活動してゐるかといふことは政府のほうで我々よりもよく知つてゐる。そうなりますと、客觀的にすべからぬ外敵があるといふふうに見られるのじやないか、現在……。その外敵が治安を乱してゐる。従来の戦争のようにな形のものとは私どもは起らないと思ふ。いわゆる間接侵略が先ずあり、間接侵略といふことは、言葉に現れてゐるところを見てもわかるように、すでに間接的には外敵が來てゐるということなんでありまして。日本人であらうと外敵の一部になつてゐるかも知れない。つまり外國の意思に左右される力なら、日本人であらうと外敵だと私は

思ふ。だとすると、その外敵によつて擾乱されてゐる治安の維持ということ、つまり外敵に當るといふこととなんが、治安の維持といふことと即ち外敵防衛といふことは同じことと、別のことだといふなら古い觀念であります。若し別だと考へるなら、治安は治安、外敵は外敵、而然と區別できるものではないやうなことを考へてゐるとすれば、それは現在のいゝゆる二大陣營の対立から来る冷い戦争、熱い戦争、これの事態をつかまぬ暴論だと私は思ふ。どうですか。治安維持は即ち外敵に當つてゐる、外敵に當らないでは治安が防衛できないといふのが現在の事態じやないですか、そうであるとはやはり憲法九條の問題にかかると。治安の維持だと言われるけれども、同時に外敵防衛なんでありまして。外敵防衛なしに治安の維持は絶対にないと思ひますが、どうですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 国内治安の維持といふことは、これは一つの法的な考へでございまして、国内における國家權力によりまして、国内に起つた事態を實力を以て收拾して行くといふ考へ方であると思ふのでございします。勿論今日外敵の侵略は直接侵略、間接侵略といふものがあり、間接侵略に對しても直接侵略に對しても治安維持といふことは考へ得るわけではございします。併しなから今日一部の外國系の人々が反政府的な暴行をいたしてゐる。これに對して警察が當つてゐる。これは考へ方によつては外敵に當つてゐるのだといふことも言えるかも知れませんが、併しこの外敵といふ言葉を更に分析して考へて見ますと、外敵といふものには二つあると思ふのでござい

ます。今までの考えから申しますと、外敵というものは外国の軍事的攻撃即ち外国の不法侵略ということであり、これは必ず外国軍隊というものの力によつて不法な侵入をして来た。これに對して今日新しく起りました現象は、一部の外国系の人、或いは外国の示唆、又は煽動によるところの国民の一部が国内治安を攪乱するということがあります。これはいわば外国の軍隊による侵略と、そして通常国内に存在するところの、従つて日本の国権に服従すべき法的立場にありますが、そういうものを通じての反抗的な活動、こういう二通りのものがある。この二通りであります。軍隊による軍略であるところの外敵の侵入と、然らざる日本の法律に從うべきものの、又日本としては當然法制上から存在を認めるところの反抗、こういう二つがあると思ふのであります。従いまして、かように外敵というものが二通りあります以上は、外敵に當るといふ意味においては或いは一つに考えられるかも知れませんが、併しその外敵に當るといふ手段方法に至りましては、この相手が二通りに違つておるのに應じまして、方法としても二通りあり得る。一つは、即ち国内治安の維持という見地から、国の警察権の発動として実力を以てこれを処置するといふ考え方であります。一つは外国軍隊の侵入といふ一つの國際法上の事態とこれを考えまして、國際法的手段たる戦争に訴えてこれを撃退するといふ、この二つの外敵に當る方法を区別することができると思ふのでございます。

前の警察的措置、即ち純然たる国内

治安維持という立場からこれを処置する場合に、これに當るところの実力組織は飽くまでも警察的なものであるわけであり、後の場合においてはこれは軍隊であらうと、こういうふうに考えられると思ふのでございまして、憲法はこの後の場合を禁止しておるというのが政府の考え方でございます。

○三好始君 今の大樞國務大臣の答弁の二つの意味は、非常に重要なお答えだつたと思ひます。一つは過去において大樞國務大臣が答弁されておることを完全に覆したといふ意味であり、もう一つは、現在の警察予備隊或いは保安庁法に規定されておる保安隊、警備隊が憲法であるといふ断絶を下し得るのではないと思はれる根拠を申されたといふ二つの意味において、非常に重要だと思ふのであります。その前のほうは、今まで大樞國務大臣は、如何なる原因で国内治安が乱されても、これに對してとるところの措置は憲法でないといふ見解を示されて来ましたが、国内治安が乱される原因を三つ挙げられまして、その如何なる場合にも同じだといふことを申されて来ましたが、この三つのうちの一つは、直接外国軍隊の侵入によつて惹き起される国内治安の攪乱も数えられておつたのであります。ところが、今の答弁では、外国軍隊が侵入することによつて起る問題は國際法上の問題であつて、これに對抗するところの実力組織は軍隊であるといふことを言われまして、これは今まで述べられておつたことと非常に違つて来たと思ふのです。違つて来たといふのは、今日述べられたのが恐らく本當のことを述べられたのじやないか。これは本當に良心的

な、正直なお答えであつたと、こう私は感ずるのです。もう一つの問題は、若し外敵に對抗する部隊が軍隊であり、そういう部隊を持つのが憲法違反だといふことになりまして、今日、今日の警察予備隊は憲法違反である。或いは保安隊、警備隊も勿論憲法違反であるといふことになりやしないだろうか。どうしてかと申しますと、政府は国内治安の維持は、外国軍隊が侵入して起る場合でも警察を以て守るところの国内治安の問題だといふ立場をとつて来ておつたのですからして、外国軍隊侵入といふことを予想した国会における答弁が随所に出たものであります。

第一、警察予備隊が創設される當時、まだ予備隊令が出されておらない昭和二十五年七月十九日の参議院本會議で、吉田首相がどういふことを言つてゐるかと言ひますと、これは總風會の興むめ議員の質疑に對する予備隊創設の理由を説明した吉田首相の答弁なんです。この度警察力増強といふことになりましたのは、朝鮮問題等について鑑みまして、いつ共産軍が日本の国土を侵すとか治安を乱す、或いは又人心にどういふ企及をするかわからないうといふような不安があるから、この不時の事變に備うるために警察力を増強したことにしたのであります。こういうことをはつきり言つておられます。理由として掲げたい。この説明の第一番に、いつ共産軍が日本の国土を侵すかわからないが警察力を増強するのだ。外敵對抗の意圖がはつきり現れてゐる。又それ以外の機会にもこれに類するもの或いはこれを更にはつきり裏付けするやうな答弁は、挙げようと言はれたならば幾らでも挙げ

ることができるといふくらゐ速記録にも現れてゐる。こういう問題と、今波多野委員の質疑に對する大樞國務大臣の答弁とを綜合すると、結局予備隊なり保安隊、警備隊は、外敵對抗の意圖がはつきりしてゐるし、そういう意味において憲法違反ではないか、こういうことになつて来る。私は本日、冒頭にお尋ねした問題に立歸つて言つと、再び大樞國務大臣の考え方は六月六日、七日の考え方に逆戻りしたわけでありまして、はつきり申しますと、予備隊なり保安隊が憲法違反であるといふ一つの根拠が明確になつたやうな感じがしてならないのです。

○國務大臣(大樞武夫君) 私の只今お答え申上げましたことは、波多野委員の御質問に必要な限りにおいてお答えをいたしましたのであります。(笑聲)それ以上には擴張をせられて解釈せられることは私としては迷惑と存するのであります。従いまして、三好委員のお尋ねは、私の波多野委員に對するお答えの中で外国軍隊の侵入に對抗する方法として、國際法上戦争といふ方法があり、そしてそれを行ふのは軍隊であり、かような軍隊は憲法上禁止せられてゐるといふことを申上げましたが、これは外国軍隊の侵入に對する我が國の自衛のための方法として考え得られる手段の中の一つと申上げたのであります。外国軍隊に對する抵抗がすべてであるといふふうにこれを断定されることすれば、確かに御説のやうな結論になるのでございまして、それで、外国軍隊の侵入がありましては、我が國に對しては、我が國に對しては、自由な立場から考えますと

いうと、二つの方法があり得ると思ふのでございまして。その一つは即ち国内治安の確保という面からこれを警察的な措置によつて処理するといふことも一つの方法であります。これがために使われる手段は飽くまでも警察力である。その他の方法といたしましては、軍隊を動員して、國際法上の戦争に訴えて、いわゆる自衛戦争といふ形でこれを撃退するといふことも想像できる。その場合には當然軍隊が必要になるのであります。その軍隊を持つことと及びさうな自衛戦争を行うことは憲法の違反である、こう思ふのでございまして。従いまして、外国軍隊に對する一切の実力的措置が軍隊であり、憲法違反の自衛戦争であるといふ考え方は私としてはとつておらないところでございまして。

○三好始君 外国軍隊に對する実力行動が或る場合には自衛戦争であり、或る場合には国内治安の維持になるといふ考え方のようですが、その区別はどこにあるのですか。どういふ標準によつてさういふ区別をつけることができるのですか。

○國務大臣(大樞武夫君) それは國家が如何なる方法によつてやるかといふことは、これは國の意思によつてきまることがあります。防衛のすべての行為といふものは國の意思に基くものであります。戦争の手段を選ばないことは、平和的な警察措置を避ふかといふことは、國の意思によつてきまるものと考へておられます。

○三好始君 國が持つところの実力部隊による処置については客觀説をとる、外敵が入つて来た場合の処置については主觀説をとる、非常に矛盾した

政府の態度に我々としてちよつと了解に苦しむのであります。客観的に自衛戦争と国内治安維持のための警察行動とを区別する標準は、政府としてはどういうふうにお考えになつてゐるのでしょうか。

○國務大臣(大橋武夫君) 戦争ということに相成りますと、たとえ自衛のため戦争でも自国の領域或いは敵国の領土並びに公海、これらはすべて戦場として越え権利があるわけではございませんが、国内の治安維持の警察措置といふたしましては、その実力的措置のとられる地理的限界は、先ず第一に飽くまでも自国の領土、領水に限らるべきものと考へます。これは最も顯著なる客観的な差異だと存じます。

○三好始君 国内における行動については、それでは客観的に区別する標準はないということになるのですか。それとも国内における行動においても客観的な区別は付け得るというのですか。

○國務大臣(大橋武夫君) 国内におきましては、軍隊を出動せしめる場合においては、おおむねこれは戦争の、開戦の意思あるものと推定できると存じますし、警察力を使用する場合においては開戦の意思なきものと、こう考へるわけでございます。

○三好始君 日本においては実質はともかくとして、形式上の軍隊がないわけでありまして、形式上の軍隊を持たない以上は日本に関する限り戦争はないというお答えなんですか、これは本當の意味のお答えにはならぬと思ふのです。恐らく同じような問題をどこまで繰返しても同じことに着着くかも知れませんが、とにかく軍隊が

ないから日本のある行動は警察行動だ、こういうことに終るような御説明では国民を納得させることも、或いは外国に對して納得を与えることも到底できるものではない、これははつきりしておると思ふのであります。ほかの委員から更にお尋ねがあるかと思ひますから、もう一点だけ私次の問題に移つて、あとの細かい問題は留保しておきたいと思ふのでありますが、政府は日本だけで近代戦遂行能力に達しなければ、憲法に禁じておられる戦力を持つたということにはならない、こ

ういう立場をとつて来られてゐるやうに記憶いたしておるのでありますが、それで間違ひありませんか。

○國務大臣(大橋武夫君) 只今の御質問の中で、日本だけという点についての意味を伺いたいと思ひます。

○三好始君 日本一國で、外国と協力しなくとも日本一國で近代戦遂行能力に關する実力部隊を持つまでは憲法に禁じておる戦力でないから差支えない、こ

ういう立場をとつて来られてゐるやうに私記憶いたしておるのであります。

○國務大臣(大橋武夫君) その通りでございます。

○三好始君 先ほど大橋國務大臣は、將來の戦争は集団安全保障の原則に従つて一國だけが他國と戦争するということではなくして、集団的に戦争が行われるというのを認められたと思ふのであります。波多野委員の質疑に對してそういう言葉が使われました。これは將來の戦争形式を正しく把握されたお考えだと思つて聞いておつたのであります。又實際問題として今日の世界各國で、獨立して一國だけで近代

戦を遂行できる國といふのは恐らくそういうものではないと思ひます。そういう意味においては現在の殆んど國は政府が定義するやうな近代戦遂行能力を持つておられない。共同しなければ近代戦争ができないという状態が殆んど國に通ずる状態だと思ふのであります。そういうことになりまして、日本がアメリカその他の自由主義諸國と共同して外敵に當り得る力を持つてゐることは、これは間違ひのない確かな事實であります。併しそれでも一國だけで獨立して近代戦争をやれないのだから、その程度のも

のを持つたところで憲法違反ではない、こ

ういう立場をとりまして、どこまで武力を備へたら憲法に違反するの

か際限がなくなつて来ると思ひます。而も吉田總理大臣は三月十日の予算委員會でどう

いうことを答へてゐるかと申しますと、い

ういふことが私に理解をいたしておるわけでございます。手段となりまして、う

ういふこと、いろ／＼な手段が集まりまして、総合せられて始めて全体の能力といふものができ上るわけでありま

す。併し手段はその能力といふものの全体を組織するいろ／＼な部分になり

ます。併し手段は、そこでも何一國で遂行する能力といふ程度に達しなくても、一國として戦争手段を持つてゐること

ならば、それは軍備である、こ

ういふこと、いろ／＼に理解されてゐるか。

○國務大臣(大橋武夫君) 私は前のほうであると考へます。

○三好始君 弱小國が形式上軍隊を持つてゐる、こ

ういふ場合の軍隊にして近代戦を遂行するところの手段は持つてゐる、こ

ういふわけなんです。

○國務大臣(大橋武夫君) そういう趣旨でございます。

○三好始君 そういたしますと、今後近い機会に持とうとしてゐるところの保安隊や警備隊の持つてゐる武力手段といふのは現在の弱小國の持つてゐる手段に比べて遙かに及ばない、い

渉が進められておるようなことも新聞は伝えている。こういうことで少くとも艦艇に関する限りこういう諸国は貧弱なせいもあるかも知れませんが、警備隊の持つところの艦艇のほうに、段は相当東洋の他国に比べて強力なものであつて、政府は戦力を持つてゐると理解している。他国よりはもつと手段としては勝れてゐる、こういうふうになつて来るのであります。この間の事情は我々としてどういふふうに通解したらいいんですか。

○国務大臣(大橋武夫君) 政府がアメリカから貸与を得たいと存じておりました船は千五百トン級十隻、二百五十トン級五十隻といふのでございます。これ以外に駆逐艦について目下交渉をいたしてゐるという事実は全然ございせん。で今申上げました六十隻の船舶の貸与の申入に對しまして、伝えられるところによりますと、米國議會はこの六十隻の艦艇を貸与するといふ法案を審議せられてゐるということでございます。併しこれらはいずれも極めて小型な警備用の船舶でございまして、これを以て海上における戦闘行為を主眼とする海軍といふがごときものではございません。従つて新聞紙において、東洋における最強の艦隊であるという記事は私も見ておりますが、如何なる意味でそういうことを言われたか、私は全然その意を解するに苦しんでゐる次第でございます。

○三好始君 恐らく新聞が東洋一の艦隊だと書いてゐるのは、東洋の諸国で現在持つてゐる海軍の武力、それよりは今度警備隊が持つところの艦艇のほうに強力だといふことで書いてたんだらうと思ふんです。そういう手段のほうで、

東洋諸国の持つてゐる海軍の手段よりは警備隊の持つ手段が強力だということになりますと、さつき大橋國務大臣の言われた弱小國が持つてゐる武力といへどもそれは近代戦遂行に必要な手段としての実体を備へてゐるのだという説明の間に矛盾があると感じられて、説明がちよつとつかない、こういう感じがしたのでお尋ねいたしましたのであります。その点で東洋諸国の艦隊よりは警備隊の艦艇のほうに強力だ、そういう事実が若し確かな事実だといひますと、政府の下してゐる戦力の定義も、或いはその実際上の外國との比較の問題にしまして、我々さつぱりわけがわからなくなつて来る。世界で一、二の強國しか持つておられないような非常な強力な手段を持たなければ、政府としては近代戦遂行能力がないと言ひ張るような氣持もいたしてゐる。その間に全く客観視をとられてゐるところの政府の考え方を客観的に把握することが全然できない。政府の主観的な意図でこれは近代戦遂行能力に達しないのだから遠慮でないのだという説明でいつまで行つても逃げられるような、そんな状態になりそうなる氣持がするものであります。一応總論的な問題で、大橋國務大臣或いは木村法務總裁との間に食い違ひがあると思つてお尋ねした問題はこれで終つておきます。

○成瀬幡治君 私は裝備のことについてお尋ねしたいと思ひますが、政府が要請してゐるとか何とかいうことは別個といたしまして、まあ船舶の問題で申しますならば、千五百トン級十隻、二百五十トン級五十隻といふことを言つておられるのであります。又新聞の報ずるところによりますと、只今三好委員が指摘せられたように、駆逐艦をアメリカが貸してやるとかいうことがアメリカの国会に上程されてゐるというのを聞いて、この何か政府のやつておられることが、これはまあ邪推といへばそういうことになるかも知れませんが、アメリカとの間に何かの默契とかいふようなものか、秘密裡に何とかいふものを手交されて、だん／＼とふくらんで行くような氣がするんですが、これは船舶ばかりじゃなくて、例えばタンクはどのくらい入れるとか、大砲はどうするのだといふような裝備の問題についての一応の私は構想が承りたい。一度資料を頂いたのでございすが、あれ以上、例えば今駆逐艦が問題になつておりますが、日本政府としては、今のあなたたちはそういう場合にはこれを断つて行くのか、向うが貸してやると言つても断るか、どうするか、その構想を一つ承りたいと存じます。若し構想がこれ以上ないというならば、一つそうしたアメリカが貸すといふものに対して断るかどうかといふことを一つ態度を承りたい。

【委員長退席、理事中川幸平君委員長席に着く】

○國務大臣(大橋武夫君) 海上の部隊につきましては、先ほど申上げました以外の船舶について全然話さざるにせんとせん。それから陸上の部隊につきましては、先般申し上げました以上の話は具體的にはございせん。その後の問題といたしまして、將來そういう申入が先方からあつた場合に断るかどうかといふ問題でございすが、これは我々の備のことでございますから、国内治安と十分腕を合せて、必要なものならば借りることにいたしましたし、必要でないといふことならば断るといふことになるわけでございします。

○波多野鼎君 駆逐艦を貸そうといふことは、これは現実らしいですが、これは断りますか、現在の心境で……

○國務大臣(大橋武夫君) 駆逐艦を貸そうといふ話は、私は全然聞いておりませんので、今申上げました原則に従ひまして、現実にはそういう申入れがあらました場合には、国内治安の必要から見て借りるかどうかといふことをきめるべきだと考へております。

○波多野鼎君 現状においては借りる氣はないですか、現状において……

○國務大臣(大橋武夫君) まだ先方から何も申し出て参りませんので、借りるつもりはございせん。

○三好始君 ちよつと成瀬委員の質問に関連して資料の問題で……先般内閣委員會には警備予備隊、海上警備隊の現在の裝備の一覽表が資料として出されたのでありますけれども、これは主として性能の一覽表であつて、數量については触れておりませんが、どういふ武器がどれだけの數量あるという資料はお出し頂けますか、或いはこれは秘密事項で出せない性質のものでございせんか。

○國務大臣(大橋武夫君) 先般来申上げましたごとく、現在使用いたしております武器につきましては、なお完全なるアメリカ軍の管理に属しておるわけでございまして、それを必要ならに事實上使用いたしておるという關係になつております。この使用關係については、今先方と話し合ひまして、もうしてはつきり日本政府の中央の責任ある機関が一括して借り受ける、そうして予備隊にこれを配付するという形に切替へたいと存じておるのでございしますが、それについてはなお先方としての国内的な手續等もあるものとみえて、まだ具體的な相談がまとまるに至つておりません。従つて、米軍の武器でございしますと、數量について公式に日本側から申上げるということとは目下むづかしいと存じます。併しなお、秘密会その他適當な御処置が頂けますならば、我々が現れ聞いている限りを情報として申上げることは或いはできるかと存じます。

○波多野鼎君 その点に関連して、横須賀で二隻ずつ使つてゐる……使つてゐるとは言わんが、とき／＼見學に行つてゐるといふような答弁をしておりましたですが、我々國會議員が見學に行くことに政府は断絶しますか。

○國務大臣(大橋武夫君) 實は船舶につきましては、これは武器等と又アメリカの国内法上の取扱ひが違つてゐるようございまして、例えば日本等においても船舶といふものは一般の鉄砲や大砲などよりも重視してゐますので、これをアメリカ政府として外國に貸与するといふことについては、やはり法的根拠が要るものとみえて、ございします。その法的根拠についての措置として、只今米國の国会で問題となつた法案が出てゐるのではないかと想像いたしておるのであります。従ひまして、只今のところはなお米國海軍が管理をいたしてゐる船舶に事實上ととき／＼乗せてもらつてゐるというやうな取扱になつてゐるのでございします。従つて、政府としてこれをお見せ

するといふわけには参りませんが、併し時機をみまして、米海軍の同意があれば、無論政府といたしましてはできるだけ速かな機会に實際御覧頂くように御覧旋することは断するものではございません。

○波多野君 ちよつともう一つだけ、そこで委員長にお願ひがあるのですが、こんな議論を終結させるためにも、一応横須賀にある日本軍がときどき……、日本軍じゃない日本の警備隊が乗せてもらつておるといふその軍艦及び上陸用舟艇ですか、千五百トンと二百五十トンの、これをもつて委員会で見学するように取計らつて頂きたい。百聞一見に如かずで、一遍見てくれば大抵見当つくのです。一つそのようにお取計らい願ひたいと思います。(異議なしと呼ぶ者あり)

○理事(中川幸平君) いいですね。

○三好始君 只今大橋國務大臣のほうから、貸与を受けておる使用武器については、まだ貸与関係がはつきりしてないから資料として出すわけに行かないけれども、秘密会であれば一応の御説明が頂けるようなお話がありました。これは秘密会でも止むを得ないと思いますから、一応現在の装束の事情について我々はあるのまゝを知るといふことが必要だろふと思ひますから、秘密会が必要であれば、後ほどそういう機会を作つて頂いて、一応装束の内容容についての説明を聞けるように取計らつて頂きたいと思ひます。

それからもう一つこれと関連する問題になるのですが、アメリカの下院が日本に対する艦艇貸与法案を可決した際に、相当議論が行われたような報道があるのであります。

(理事中川幸平君退席、委員長着席)

これについて政府のほうでどういう議論が行われたのか。恐らく外交機關も復活しておることですから、その状態は連絡がすでにあつておることだと思ひますので、その内容も政府のほうからお聞かせ頂きたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) ちよつと諸君に申し上げます。今議場で定足数が足りないらしいのでございます。で私は質疑のあるかただけは残つて頂こうと思ひましたが、議長から議場に来いといふことありますから、暫らく休憩いたします。

○國務大臣(大橋武夫君) 只今の御質問にだけお答えいたしておきます。米国の法律審議の模様につきましては、何らまだ情報を受取つておりません。私どもも新聞で見た程度でございます。まだこちらの極東會議のほうにも詳しい知らせはないようでございます。

○委員長(河井彌八君) それでは丁度質疑応答の半ばでありますから、およそ三十分間休憩いたします。

午後三時十八分休憩
〔休憩後開会に至らず〕

昭和二十七年九月二十九日印刷

昭和二十七年九月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局